



みなみ魚沼

南魚沼市民憲章

【平成19年4月1日 制定】

- わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

問合せ	申込み	日時
会場	期間	時間
対象	資格	定員
費用	締切	内容
講師	持ち物	その他
ファックス	メール	

南魚沼市総合防災訓練

問 総務課 防災庶務班

☎773-6660

7月第一日曜日は南魚沼市総合防災訓練の日
 7月1日(日)
 午前7時～11時

主会場 六日町小学校

自然災害や大規模火災などに備え、防災意識の高揚と防災技術の向上を目的に、総合防災訓練を実施します。主会場と各行政区でそれぞれ訓練を実施し、主会場では参加型の体験コーナーなどを用意します。ぜひご参加ください。

当日は、午前7時ごろに市内全域でサイレンが鳴ります。また、携帯電話会社(ドコモ・au・ソフトバンク)から緊急報メール・エリアメールが配信されます。災害・火災などと間違えないようにご注意ください。

主な訓練

参加型体験(消火・濃煙・降雨、土砂災害、土のうづくり、災害ボランティア、炊き出しなど)、非常招集、無線伝達、災害対策本部設置、被害状況報告、避難、防災ラジ

オ・メール配信システムによる情報伝達、高所救出、一斉放水、非常電源設置・供給、マンホールトイレ設置など

※緊急自動車などが市内各地を走行します。交通事故にご注意ください

国民年金保険料の免除と猶予の受付を行います

問・申市民課 国民年金係
 ☎773-6661

国民年金は、20～60歳のすべての人が加入する基礎年金です。

平成30年度の保険料は、月額16,340円です。保険料の納付が困難な人は、免除・猶予を受けることができます。

「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」、50歳未満に限り全額が納付猶予される「納付猶予」があります。免除・猶予を希望する人は、申請を行ってください。

※申請後に前年所得、扶養人数、失業などの理由により審査を行います

免除・猶予対象期間
 7月～平成31年6月

申請受付 7月2日(月)から

申請先 市民課、大和・塩沢市民センター、六日町年金事務所

水道メーターを交換します

問 水道課 水道業務係
 ☎774-3141

水道メーターは、計量法で検定有効期間が定められています。市では、検定有効期間が満了となるメーターを交換しています。

市が委託した業者が交換を行います。

作業時のお願い

- ・ 交換作業のため、業者が声をかけ、敷地内に入らせていただきます。作業後にも業者が声をおかけします。
- ・ 留守でも作業を行います。作業を行う5～20分間は、水が使えません。
- ・ メーターボックスの上に物を置いたり、駐車したり、犬を近くにつないだりしないでください。

取替期間
 7～10月の毎月上旬

対 検定有効期限が平成31年12月までの水道メーター(メーターの蓋の裏に有効期限のシールが貼ってあります)

※取替後に、にがり水や空気が出る場合がありますが、少しの間、水を出し続けると解消します

住宅用火災警報器は10年経ったら取り替えましょう

問 南魚沼市消防本部 予防課
 ☎782-5330

住宅用火災警報器は、劣化や電池切れなどで火事を感知しなくなることがあるため交換が必要です。交換の目安は設置してから10年です。経過年数は、設置時に本体に記入した「設置年月日」か、本体に記載されている「製造年」で確認してください。

未設置の場合は、早めに設置してください。

